

平成30年度泉佐野市原子力問題対策協議会の概要について

日 時	平成30年7月31日(火) 午後1時30分～3時40分
場 所	京都大学複合原子力科学研究所 事務棟会議室
議 題	(1) 協議案件について (2) 定例報告について (3) 現状報告について (4) その他
出席者等	協議会委員20名中17名が出席
傍聴者	2名

(案件に先立ち、千代松市長の挨拶があった。その後、委員・顧問の紹介、京都大学複合原子力科学研究所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所から陪席者の紹介及び本協議会オブザーバー並びに事務局職員の紹介が行われた後、会長、副会長の選出が行われた。)

議案1. 京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)で使用する高濃縮ウラン燃料の撤去について

中島副所長から配布資料に基づき、協議事項について次のとおり説明後、了承された。

(説明内容)

本研究所には京都大学研究用原子炉(KUR)と京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)の2基の原子炉があります。今回、出力の小さい原子炉であるKUCAで使用している高濃縮ウラン燃料(核分裂しやすいウラン-235の割合が20%以上のもので核兵器の原材料に流用されやすいという核セキュリティ上の懸念があるもの)をすべて米国へ撤去することについてご説明いたします。

◆ これまでの経緯について

- KURの高濃縮ウラン燃料については、平成19年までにすべての燃料を米国へ撤去し、平成22年5月から低濃縮ウラン燃料で運転を行っています。
- KUCAの高濃縮ウラン燃料については、平成20年頃から同燃料の撤去に係る情報交換を米国エネルギー省と開始しました。
- 平成28年の第4回核セキュリティ・サミット(前オバマ米大統領が提唱)において、KUCAの高濃縮ウラン燃料の米国への撤去と低濃縮化に関する日米合意が行われ、平成28(2016)年7月28日開催の本協議会において、日米合意の趣旨に基づき関係機関の協力のもと、高濃縮ウラン燃料の米国への撤去等を着実に実施していきたい旨、ご報告いたしました。
- 平成29(2017)年7月26日開催の本協議会では、KUCAの低濃縮化に関して、高濃縮ウラン燃料から低濃縮ウラン燃料への変更に伴う原子炉設置変更承

認申請の協議を依頼し、了承されました。併せて、高濃縮ウラン燃料の撤去についての日米政府関係機関での協議の状況、具体的な輸送開始時期・輸送方法等の検討状況などについて、ご報告いたしました。

◆ 現状について

- ▶ 高濃縮ウラン燃料の撤去については、本研究所としては、核物質防護等の関係法令上、輸送に関する様々な制約や低濃縮化とのシームレスな切り替えを考慮し、相当の年数を掛けての輸送を考えていたところ、昨年秋頃に米国から2021年度末までにすべての燃料の撤去を完了するよう強い要請がありました。
- ▶ 米国からの要請を受け、当研究所では国内の関係省庁等とともに昨年末頃から輸送回数、積出港、輸送手段、陸上輸送・海上輸送のセキュリティ要件など勘案し、様々な輸送オプションの検討を進めてきました。
- ▶ その検討の結果、平成31(2019)年度から2021年度の3年間で年間複数回の輸送を実施することで、すべての燃料の撤去を完了することについて、日米合意が行われました。

◆ 今後の計画について

- ▶ 平成31(2019)年度の夏頃から輸送を開始することを目標に、輸送経費の概算要求を行うとともに、積出港の利用に向けた関係各所との調整、輸送時の警備体制に係る関係警察署や海上保安庁との連携、その他輸送に伴う諸手続きを進めたいと考えております。
- ▶ 高濃縮ウラン燃料はKUCAの出力が非常に低いため、運転に伴って生成される放射能がごくわずかであり、手で直接取り扱えることができるほど放射線が弱いという特徴がありますが、当然のことながら、同燃料の米国への撤去には、キャスクという専用の輸送容器を用いては運ぶことになります。本キャスクは、安全性を十分に考慮した頑丈なもので、これまでに世界中でウラン燃料の輸送に用いられた実績のあるものです。
- ▶ 積出港までの陸上輸送及び米国までの海上輸送については、各々国土交通大臣の承認を受けた専用車両（トレーラー）及び難沈構造の輸送船による輸送を行います。

議案2. 定例報告について

(1) 京都大学複合原子力科学研究所の定例報告

各担当者から配布資料に基づき、原子炉の運転状況、平成30年度の共同利用研究等の採択状況、環境放射能の測定結果等について、事項毎に次のとおり説明があり、質疑応答後、了承された。

- (イ) 堀研究炉部長から、配布資料の「京都大学複合原子力科学研究所の現状報告書（定例報告）」をもとに、次のことについて説明が行われた。

- (i) 報告対象期間（平成29年6月～平成30年5月）におけるKUR・KUCAの運転状況、役割等のこと。
- (ii) 平成30年度の共同利用研究及び研究会の採択状況のこと。

(ロ) 高橋放射線管理部長から、配付資料の「京都大学複合原子力科学研究所の現状報告書（定例報告）」をもとに、京都大学原子炉実験所における環境放射能測定報告（平成29年4月～平成30年3月）に関し、始めに研究所からの排気及び排水中の放射能の測定結果、次に研究所敷地境界付近5ヶ所と所外4ヶ所の放射線量の測定結果、最後に研究所周辺環境試料中の放射能の測定結果について、周辺の環境に影響を与えることはないことの旨、説明が行われた。

[配布資料] 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告書（定例報告）について

(2) 原子燃料工業株式会社熊取事業所の定例報告

安全協定に基づき泉佐野市へ報告している環境放射線モニタリング結果について、松浦環境安全部長より次の通り報告があった。[質疑なし]

(報告内容)

1. 施設からの放出放射能

- ・加工施設からの排気中の放射能は、いずれの排気口についても法規に定める濃度限度以下でした。
- ・加工施設からの排水中の放射能は、いずれの排水口についても法規に定める濃度限度以下でした。

2. 外部放射線に係る実効線量

熊取事業所の周辺監視区域境界および事業所外観測場所における空間放射線測定結果から、平常時の空間放射線量と比較して有意な差は認められませんでした。

3. 環境試料中の放射能

地表水の環境試料では、平常値を有意に超える放射能は認められませんでした。空气中浮遊じんの環境試料では、当事業所からの影響による放射能は認められませんでした。

[配布資料] 泉佐野市原子力問題対策協議会報告書 定例報告（原子燃料工業株式会社熊取事業所）

[馬場委員の発言]

京都大学複合原子力科学研究所の環境放射能測定報告の8ページの2-2-2 所外観測所での実効線量に記載の数値と原子燃料工業熊取事業所の3ページの1-2-2 事業所外観測場所における実効線量に記載の数値を比較したが、この数値の単位は同じと考えていいのか。

[川端所長の説明]

我々のところの単位はマイクロシーベルト、原子燃料工業さんのところはミリシーベルトということで（単位としては）三桁異なっております、我々の数値が三桁大きい記載になっております。

[馬場委員の発言]

そういうことであれば、素人にもわかり易いように同じ単位で記載してもらいたい。因みに自然界における放射線量は大阪府の場合どの位になるのか。

[高橋放射線管理部長の説明]

例えば本研究所の報告書の7ページに記載がございますが、我々の敷地周辺の五箇所で連続測定をしております。1時間あたりで言いますと0.02～0.03マイクロシーベルト程度になっておりまして、これが概ね自然のバックグラウンドの値となります。

[新田会長の発言]

先ほどの（実効線量の）単位については、各事業所の方でもいろいろと都合があるでしょうから、別に単位を合わせてもらうことまでは必要ないですが、報告の場で結構ですから、単位が違うということを一言説明してもらえればいいかと思えます。

議案3. 現状報告について

(1) 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告

各担当者から配布資料をもとに次のとおり説明があり、質疑応答後、了承された。

(説明内容)

1. 京都大学研究用原子炉（KUR）等の状況について

①京都大学研究用原子炉（KUR）の状況について

KUR (Kyoto University Research Reactor)は、新規規制基準（原子力規制委員会により平成25年12月18日付けで施行された試験研究用等原子炉施設の新規制基準。）への対応後、昨年8月29日から利用運転を開始し、昨年度の利用運転は今年2月15日で終了しました。その後、同年2月19日から年1回の施設定期検査期間中となっております。現在のところ、8月上旬にはすべての検査を終了し、施設定期検査の合格証が交付された後、8月下旬から今年度の利用運転を開始する予定です。

運転開始後は、来年2月中旬までKUR及びその周辺設備を利用した共同利用研究が行われることとなります。また、癌治療法の一つであるホウ素中性子捕捉療法（BNCT）による医療照射については、週1回の実施を予定しております。

今後とも施設の維持管理には、ご心配をおかけすることのないよう十分に注意し、運転には慎重を期してまいります。

なお、昨年度のホウ素中性子捕捉療法（いわゆる癌治療のひとつ）による医療

照射の実施件数は37件となっております。

②京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の状況について

KUCA (Kyoto University Critical Assembly)は、昨年度の利用運転が今年の3月9日で終了した後、年1回の施設定期検査を7月4日に終了し、同日付けで施設定期検査の合格証が交付され、7月6日より今年度の利用運転を開始しております。

運転開始後は、来年2月下旬頃まで原子炉の安全性等に関する研究と原子力安全を担う人材育成の教育が行われることとなります。

③大阪府北部の地震に係る原子炉施設等の状況について

平成30年6月18日午前7時58分頃に発生しました大阪府北部の地震(マグニチュード6.1)について、当研究所では速やかに所内の施設・設備等の点検を行って、異常がないことを確認するとともに、関係各所へ通報連絡を行いました。

なお、KUR等の耐震安全性に関しましては、以前に本協議会でもご報告申し上げましたとおり、原子力規制委員会により平成25年12月付けで施行された試験研究用等原子炉施設の新規制基準への適合確認において、中央構造線断層帯や上町断層帯によるマグニチュード8を超える地震時に想定される地震動（基準地震動）に対して重要な施設・設備の安全性に問題ない旨、同委員会から承認を受けております。

④原子力利用における安全対策の強化のための検査制度の見直しについて

平成29年4月に改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等（以下「炉規法等」という。）では、原子力安全に対する事業者の一義的責任の徹底のため、これまで施設の技術基準への適合等を国が直接確認していた検査は廃止され、事業者が検査するよう変更されるとともに、事業者の活動を国が総合的に監視及び評価する「原子力規制検査」が新たに設定されました（検査制度の見直し）。

現在、再来年の4月からの法施行に向けて、運用方法に関する原子力規制委員会と事業者との会合等が行われているところで、当研究所でも新たな検査制度に関する体制の検討を行うとともに、日本原子力研究開発機構との情報交換などの対応を行っています。

2. 原子炉施設のトラブル事象について

①京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）スタックダストモニタのろ紙送りの不調について

昨年8月25日にKUCAのスタック（排気口）に設置されているダストモニタのろ紙の定期交換を実施しようとしたところ、前回（4ヶ月前）に交換したろ紙がほとんど動いていないことが判明しました。このモニタは、ろ紙を連続的に送り、スタック内の空気の一部をろ紙に吹き付けて集塵した後、その放射能を測定するものになります。

その後の調査により、ろ紙送りの不調の原因は、機器本体の機械的・電氣的なトラブルではなく、ろ紙交換時の作業方法に問題があったものと考えられたことから、再発防止策等について、原子力規制庁との面談にて確認を受けた後、泉佐野市他関係機関へ報告いたしました。

なお、本事象による放射能漏れや周辺環境への影響はなく、所員への被ばくもありませんでしたが、放射線管理機器を正常に維持するための点検が不十分であったことから、第2四半期分の保安検査にて「保安規定違反（監視）」と判定されました。

②重水熱中性子実験設備からの重水漏えいについて

昨年9月20日にKURの付帯設備である重水熱中性子実験設備のトリチウムモニタの警報が発生し、警報がノイズ等の一時的な変化ではなかったことから、トリチウムを含む重水が漏えいしている可能性があるかと判断し、KUR炉室の換気を停止するとともに、炉室内で作業していた人を汚染検査の後、退去させました。当日、KURは停止中でした。

その後の調査により、重水タンクに接続しているフランジ部から100cc程度の漏水が確認されました。そのため、本事象の直接的な原因である配管のフランジ接続の施工手順及びアルミフランジの補修方法・防蝕対策を見直した上で、10月19日までに漏水箇所の補修と復旧作業を完了し、10月24日からKURの利用運転を再開しました。

なお、今回の漏水場所は、放射線管理区域内であり、放射性物質の濃度も法令に定められる濃度限度を十分に下回っていることを確認しており、本事象による人への被ばく及び周辺環境への影響はありませんでした。

③京都大学研究用原子炉（KUR）の自動停止について

KURは、今年の1月23日に出力1,000kWで運転中に「交流電源の異常」信号により自動停止しました。その際、KURは安全に停止しており、炉室内外の放射線量も通常の値で問題ありませんでした。

その後の調査により、自動停止の原因は交流電源の異常によるものではなく、スクラム信号を発する回路内のリレーの誤作動であることが判明しました。そのため、1月26日に当該スクラムに係るすべてのリレーを交換し、スクラム作動確認

を行った結果、正常に復旧したことが確認できたことから、原子力規制庁との面談にて確認を受けた後、1月30日からKURの利用運転を再開しました。

なお、再発防止策については、今回の施設定期検査の中で検査計画を見直し、すべての共通部品を更新しました。

3. 京都大学複合原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定に従い、毎年1回、その内容を見直し、必要に応じ修正することが求められています。昨年、国の原子力災害対策指針等が見直され、それに基づき関係法令等が改正されたことに伴って、緊急時活動レベル（EAL）の設定や原子力事業者災害対策支援拠点の選定など、原子力事業者防災業務計画の大幅な修正が必要となりました。そこで、原災法の規定に従って熊取町長、大阪府知事等関係者と協議の上、6月1日付けで修正のうえ、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届出を行いました。

4. 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の改正について

平成30年4月1日より事業所の組織名称を「原子炉実験所」から「複合原子力科学研究所」に変更することになったため、安全協定に従って熊取町長に通知の上、原子炉施設保安規定の変更承認申請書を平成30年3月23日付けで原子力規制委員会に提出し、3月30日付けで承認されました。

その後、新たにKURに係る機器として設置の申請手続きを行うことになった重水分析用放射線測定装置について、原子炉施設保安規定の別表等に追記する必要があることから、安全協定に従って熊取町長に通知の上、原子炉施設保安規定の変更承認申請書を平成30年6月12日付けで（同年6月27日付け及び7月11日付けで補正申請）原子力規制委員会に提出しました。

5. 京都大学複合原子力科学研究所放射線障害予防規程の改正について

平成30年4月1日より事業所の組織名称を「原子炉実験所」から「複合原子力科学研究所」に変更することになったため、安全協定に従って熊取町長に通知の上、放射線障害予防規程の変更届を平成30年4月13日付けで原子力規制委員会に提出しました。

6. 平成29年度～平成30年度の原子力規制委員会による原子炉施設の保安検査状況について

平成29年度第2四半期分（9月4日～7日）、第3四半期分（11月27日～28日、12月11日）、第4四半期分（3月5日～7日）及び平成30年度第1四半期分（5月28日、6月7日～8日）の原子力規制委員会による原子炉施設保安規定の遵守状況に関する保安検査が実施されました。

第2四半期分の保安検査の結果において、前述のKUCAスタックダストモニタのろ紙送りの不調について、放射線管理機器を正常に維持するための点検に係る、原子炉施設保安規定第123条等の履行が不十分であったことから、保安規定違反（監視）と判定されました。その他については、特に問題はございませんでした。

7. 平成29年度第2回及び平成30年度第1回緊急時訓練について

平成30年2月26日に平成29年度第2回緊急時訓練を地元防災機関である泉州南消防組合の参画を得て、KURにおける原災法10条、15条事象の発生を想定した総合訓練を実施しました。

今回の訓練は、原子力事業者防災業務計画が大幅に変更となったことを踏まえ、新たに設定した緊急時活動レベル（EAL）の各レベルに応じた通報連絡及び緊急時対応の確認を主としました。この中で、原子力規制庁に設置された緊急時対応センター（ERC）との情報共有については、専門の担当者を配置し、適切に通報連絡が実施できることを確認しました。

また、震度6強の地震発生に伴うKURでの各種EALの発生に対応した緊急時活動に加え、共同利用者等の避難誘導、負傷者の救護、一部施設の火災を想定した消火訓練を行いました。訓練終了後には、オフサイトセンターの担当者同席の下で、訓練評価者との意見交換などを実施し、課題の抽出などを行いました。

なお、訓練の結果については原災法に従って、原子力規制委員会に報告しました。

次に平成30年6月4日に平成30年度第1回の緊急時訓練を実施しました。今回の訓練では、昨年度に策定した緊急時訓練の中期計画に従い、緊急対策本部、緊急作業団の業務内容に対応した要素訓練として個別訓練を実施しました。具体的には、呼集、緊急時体制の構築、医療活動、消火活動、線量評価、広報活動、応急復旧、資機材調達・輸送、要員派遣、資機材貸与の要素訓練の中で、前年度の緊急時訓練の教訓を反映するとともに、今年10月に計画している第2回緊急時訓練（総合訓練）の予定訓練項目も考慮した内容で実施しました。

なお、10月の訓練の結果については原災法に従って、原子力規制委員会に報告します。

8. 組織名称の変更について

本研究所は昭和38年4月に「原子炉による実験及びこれに関連する研究」を目的に全国共同利用の京都大学附置研究所として設置され、以降、理学・工学・農学・医学など様々な分野の研究コミュニティに対して、中性子を始めとした放射線、核燃料物質を含む各種の放射性物質を利用した研究を推進する実験の場を開発・提供してきました。そして、所内の研究者が各分野の研究をリードする研究フィールドを発展・成熟させ、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）や加速器駆動システム（ADS）などといった複数の「研究領域」が融合した『複合原子力科学』を推進してきました。

一方、エネルギーの安定供給、医療技術、食糧問題などの社会問題が多様化する中で、それらの諸課題を解決する上で、大学の研究教育の場である本研究所が担う社会

的意義は極めて大きく、また、国内の研究用原子炉の動向等を踏まえると、その役割は益々重要になっています。

このような状況の中で、本研究所は異分野が融合した『複合原子力科学分野』を加速・推進するために、弾力的な研究分野の創成を促す研究ユニット制を導入するとともに（別添⑤参照）、『複合原子力科学分野』を主導・提供する使命を担っていることを内外に明示し、その価値を一層高めていくため、平成30年4月に研究所の名称を「原子炉実験所」から「複合原子力科学研究所」に改名いたしました。

これからも原子力の学術的・多面的利用による研究成果の地域社会への還元、社会貢献を行うよう、更なる発展を目指して参りますので、今後ともご理解・ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

[配布資料] 京都大学複合原子力科学研究所の現状報告について

[岩田委員の発言]

福島原発で甚大な被害の事故が起こっているが、今後、原子力発電所の小型化は可能なのでしょうか。

[中島副所長の説明]

現在、福島事故対応の一環として世界各国で小型炉の開発が行われておりまして、基本的な考え方は出力を小さくするという事で、そうすると中に含まれる放射性物質の量が減ります。当然安全対策を行ったうえでではありますが、避難不要な炉、エバケーションフリーと言っております。ただし、出力を小さくなるため、数は多くいることになり、いろんな場所に分散して設置することになります。ですから、地域の特性などによって、向いている国、向いていない国が出てくると思われれます。なお、（技術的に）どこまで可能かは私も十分には了解しておりません。

(2) 原子燃料工業株式会社熊取事業所の現状報告

配布資料に基づき次のとおり、伊藤所長、松浦環境安全部長、村上業務管理部長より説明があった。[質疑なし]

(説明内容)

前回報告以降の現状として定期検査等の状況、通報事象とその対応状況、生産再開状況、加工事業の新規制基準への取り組み状況、原子力事業者防災業務計画の状況、広報活動の状況について報告が行われた。

1. 平成29年度定期検査等の状況について

1-1. 保安規定遵守状況検査（四半期毎／年4回）

年4回の検査が行なわれ、第2回の検査において保安規程違反1件、後ほど説明します粉末漏えいが違反となりました。第3回の検査において指導事項1件、これは粉末漏えいにより製造を停止したため、貯蔵庫にウランを入れられなくなり別の管理された区域での仮置きが長くなったため、不測の事態も考慮して貯蔵場所を確保するようというものです。他の回の検査では、違反等はありませんでした。

1-2. 核燃料加工施設定期検査（年1回）

検査は、平成30年1月から2月にかけて行われ、指摘事項はありませんでした。

1-3. 査察関連

短期通告無作為査察が2回、棚卸し査察が1回行われ、指摘事項はありませんでした。

1-4. 核物質防護規定遵守状況検査

検査が1回行われ、違反事項はありませんでした。

2. 通報事象について

2-1. 通報事象の内容

1件めは、昨年原対協当日の8月10日に発生させましたウラン粉末漏えい事象です。発生後、モニタリングポストおよび排気用モニタの値を確認し、平常値の範囲内で、周辺環境への影響はなく、作業者の被ばくもありませんでした。

2件めは、平成30年6月28日に放射性廃棄物の廃棄施設において廃棄物を入れているドラム缶表面の錆に微量の汚染があることを確認しました。直ちに汚染拡大防止措置を実施し、ドラム缶については適切な場所に移して管理しています。これにつきましても、周辺環境への影響や、作業者の被ばくの問題はありませんでした。

3件めは、平成30年7月5日に警報集中表示盤の電源ユニット故障により誤信号が出たため、ペレット製造に使用する連続焼結炉内へのガス供給の緊急遮断弁が閉じてしまい、そのことにより別の安全機能が作動しました。それは予定通りの作動でしたが、安全機能が作動したということが通報という規則になっていますので、関係各所に通報しました。これにつきましても、周辺環境への影響はなく、作業者の被ばくもありませんでした。

2-2. 是正内容

2件めの廃棄物ドラム缶については、内容物や内面の確認を行っているところで、原因が判りしだい是正対策を行います。

3件めの電源ユニットの故障につきましても、当該電源ユニットは交換しておりますが、故障の原因について調査中で、原因が判りしだい是正対策を行います。

1件めの酸化ウラン粉末漏えいにつきまして、別資料で説明します。

粉末混合機という酸化ウラン粉末をかき混ぜる設備の上面に、ウラン粉末がこぼれていることを点検中の作業員が見つけたものです。当日は、夏期休暇前ということで生産は既に終わっていて、設備のメンテナンス等をしていました。事象発見後直ちに、関係各所に通報しております。テレビ、新聞で報道され、皆さまに多大なるご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。発生場所は、第2加工棟という燃料を製造している建物の中です。近くにいた作業員の身体汚染を確認して、被ばくはありませんでした。またモニタリングポスト等の数値から、建物内部外部とも影響はありませんでした。粉末混合機の上に粉末投入機という設備がくっ付いています。この両設備は、若干の隙間を設けて粉末投入機の重量が粉末混合機に伝わらないようにしてあり、隙間は保護シールと背面カバーというものでつないであります。この背面カバーに少量のウランが溜まっており、そこから漏れたものです。背面カバーは、2分割になっておりその間を接着剤でつないでいました。この接着部が経年劣化で弱くなり、力が加わったことによりそこが開き、中の粉末が漏れたものです。

原因としてこれ以外に、2分割の背面カバーを付けたという設計上の不備、30年前のことですがレビューがきちんとできていなかったという設計管理上の不備、経年劣化を意識した点検をしていなかったという保守管理上の不備、背面カバーへの力は作業員が加えたという作業管理上の不備、があります。

まずはハードの対策を確実にするというので、粉末混合機と粉末投入機の間は、重量は伝わらないけれども隙間はない構造に改造しています。設計、設計管理、保守管理の改善につきましては、保安規定等に反映して、見直しを行なっています。他の設備につきまして、同様のことが起こらないか総点検を行っています。

8月発生後、11月に原因対策を規制庁に報告後、変更点の設計と工事の認可申請を行い、翌1月に設計と工事の認可を受け、工事後に使用前検査を2月に受け、合格をいただきました。それから、生産再開に至っています。今回のことで、いろいろな教訓が得られましたので、従業員一同、再発防止とより一層の安全管理の徹底に努めてまいります。

3. 生産再開について

ウラン粉末漏えいの対策を完了した後、生産を再開しています。今後、12月の新規制基準の工事が始まるまで、生産を安全に継続していきます。

4. 加工事業の新規制基準対応への取り組み状況について

4年前に新規制対応の事業変更許可申請を提出して、その後の審査を経て、平成30年3月28日に許可をいただきました。今後具体的な工事を開始すべく、後段規制の申請準備を進めています。

[建物の耐震補強]

建物が倒れないよう補強します。建物によっては、新設します。例えば、第2加工棟では、コンクリートの壁を増打ちして、壁を厚くして強くします。

[竜巻対策]

F3からの防護ということで、非常に強い風速90m/秒ぐらいの竜巻に対しても耐えられるようにということで、これも壁を増打ちして建物の補強をしたり、廃棄物ドラム缶は特別な治具で固縛、連結して飛散しないようにしたりというような対策を工事します。

[外部火災対策]

所内の木や竹といった燃えるものの除去や、京都大学との間の道路上でタンクローリーが爆発した場合でも建物には影響を与えないよう、これも壁を厚くするというような対策を行います。

これらの対策について、約2年間生産を停止して円滑に進めていく計画です。

5. 原子力事業者防災業務計画に関する状況について

5-1. 原子力事業者防災業務計画の見直し

平成29年度に、業務計画の見直しを行いました。国の指針等が改正されましたので、緊急時活動レベル(EAL)の見直しを行ないました。それ以外の見直しも合わせて行いまして、立地自治体、大阪府との協議を経て、平成30年1月26日付で原子力規制庁に届出、受理されています。

5-2. 防災訓練の実施(平成29年度)

総合防災訓練を平成30年1月30日に実施しています。原子力規制庁と初めてTV会議を接続しまして、原子力規制庁と共に訓練を行っています。本年も同様に接続して訓練する予定です。消防訓練は、平成29年10月31日に実施しています。それ以外にも、夜間非常時訓練、通報訓練等を行っています。

6. 広報活動の状況について

平成28年度までは、工場停止していたため、原則として工場見学の受け入れを休止していました。

平成29年度からは、一般見学会を再開しまして、平成29年4月1日参加者数135名の方、平成30年度は4月7日参加者数123名の方に来訪いただきました。平成30年度は、ペレット工程を見学いただきまして、たくさんの方からご好評をいただきました。遠くは東京から、あるいは三重県から、ご参加いただいた方もおられます。

一般工場見学は、平成29年度は1団体3名の方を受け入れています。

[配布資料] 泉佐野市原子力問題対策協議会報告書 定例報告(原子燃料工業株式会社熊取事業所)

議案(4) その他

特に発言はなかった。

以上

泉佐野市原子力問題対策協議会 出欠名簿(平成30年7月31日)

日時:平成30年7月31日(火)13:30~

場所:京都大学複合原子力科学研究所事務棟 会議室

		氏名	役職等	出欠
委員		オオバ ショウイチ 大庭 聖一	市議会議員	○
委員		ムカエ ヒデオ 向江 英雄	市議会議長	○
委員		ナガツジ コウジ 長辻 幸治	市議会議員	○
委員		フクオカ ミツアキ 福岡 光秋	市議会議員	○
委員	会長	ニッタ テルヒロ 新田 輝彦	市議会議員	○
委員		ナカムラ テツオ 中村 哲夫	市議会議員	○
委員		シチヤマタニ タダカズ 七山谷 忠一	町会連合会日新地区代表	×
委員	副会長	タンジ セイイチ 丹治 精一	町会連合会日根野地区代表	○
委員		イシガキ タダカズ 石垣 忠一	農業代表	○
委員		イチミチ ヒロフミ 市道 寛文	農業代表	○
委員		ヤマダ ヒロカズ 山田 廣一	農業代表	○
委員		カドノ タカオ 角野 隆夫	北中通漁業協同組合代表理事組合長	○
委員		ミヨシ マサヒロ 三好 正広	泉佐野漁業協同組合代表理事組合長	○
委員		ハマサキ タダチカ 濱崎 忠親	泉佐野商工会議所会頭	○
委員		ハマノ メグミ 濱野 恵実	PTA連絡協議会代表	×
委員		ノグチ ツバサ 野口 翼	青年団協議会代表	×
委員		ネゴロ タマコ 根来 珠子	市民公募	○
委員		カワムラ アキコ 河村 昭子	市民公募	○
委員		ウマバ トシカツ 馬場 敏勝	市民公募	○
委員		イワタ ツトム 岩田 勉	市民公募	○

顧問		ツジナカ タカシ 辻中 隆	泉佐野市議会議長	○
顧問		マツナミ タケヒサ 松浪 武久	大阪府議会議員	○
顧問		フジワラ セイイチ 藤原 誠一	日根野地区代表	×